

「令和2年調査と同じ推計方法を用いた過去分の集計」における 新規学卒者の所定内給与額の集計方法

賃金構造基本統計調査については、令和2年調査において、調査項目及び推計方法の見直しを行ったところです。

この中で、令和元年調査まで調査事項であった「新規学卒者の初任給額」については廃止し、代わりに、調査事項「新規学卒者への該当性」を追加して、抽出された労働者のうち新規学卒者に該当する労働者を特定し、新規学卒者の所定内給与額を集計しています。

令和元年以前の調査において、各労働者が新規学卒者に該当するかどうか調査していないことから、「令和2年調査と同じ推計方法を用いた過去分の集計」においては、一般労働者のうち以下の条件に該当するものを新規学卒者とみなして集計しました。

新規学卒者（大学）

最終学歴：大学・大学院卒 勤続年数：0年 年齢：22歳 又は 23歳

新規学卒者（高校）

最終学歴：高校卒 勤続年数：0年 年齢：18歳 又は 19歳

令和2年調査と全く同一の集計方法とはなっていないことにご留意ください。

なお、令和2年調査におけるその他の主な変更点については、以下のURLに掲載の「利用上の注意」5以降をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/chuui.html>